

「ペタンク事故補償制度（平成 29 年度）」について

1 従来の補償内容との変更点

- (1) 「移動（往復途上）中の事故」は補償対象外となりました。
- (2) 保険金額が変更（引き下げ）になりました。

2 補償内容（「ペタンク補償制度マニュアル」）については各都道府県ペタンク・ブール連盟事務局までお問い合わせください。

3 大会等において「ペタンク事故補償制度」の対象と考えられる事故が発生したときは、速やかに本部に連絡を行い、以下の「事故報告書記載例」に従って必要事項を記入のうえ、別紙「事故発生状況報告書兼事故証明書」を提出してください。